

第五十三条第三項中「法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する」を「納付すべき法人税額がない法人で」に、「当該各項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第五十七条第二項」に改め、同条第八項中「本項」の下に「及び第五十五条第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

第一項から第四項まで及び第七項の規定によりて申告書を提出すべき法人及び法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものは、当該申告書(第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、第五十五条第三項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項から第四項まで及び第七項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した道府県民税額を納付することができる。

道府県は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、この法律の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税額に相当する税(以下本項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税額から控除することができる額をこえる額があるときは、政令で定めところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を第一項

又は第四項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第五十五条に次の二項を加える。

4 第五十三条第八項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて更正し、又は決定した道府県民税額が、当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

第五十六条第二項中「納付」の日までの期間の下に「前条第一項の規定による更正があつた場合において」を加える。

第五十七条第三項中「前二項」として、「前三項に改め、同項を同条第四項」とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五十三条」の下に「(同条第一項後段を除く。)」を加える。

同項の次に次の二項を加える。

2 前項の法人で、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書(当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。)を提出する義務があるものが、第五十三条第一項前段の規定により当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る道府県民税を申告納付する場合においては、前項の規定により関係道府県ごとに算定した法人税割額に代えて、政令で定めるところにより計算した法人税割額によることができる。

第七十二条第三項を次のように改める。

3 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行なう事業に対する本節の規定の適用については、その事業が行なわれる場所で政令で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。

第七十二条の三第一項中「又は証券投資信託を」、「証券投資信託に改め、「証券投資信託を」という。」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第七十二条の十三第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 事業年度の中途において、外国法人がこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなつた場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日からその事務所又は事業所を有しないこととなつた日までの期間を一事業年度みなす。

第七十二条の十五を次のよう改める。

(内国法人又は個人でこの法律の施行地外において事業を行なうものの課税標準の算定)

第七十二条の十五 この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下本節において「内国法人」といふ。)又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する個人で、この法律の施行地外にその事業が行なわれる場所で政令で定めるものを有するものの事業税の課税標準とすべ

き所得又は収入金額は、当該法人又は個人の事業の所得又は収入金額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人又は個人のこの法律の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額とみなす。

第七十二条の十七第四項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、「又は当該期間内に生じた第六項の損失の金額」を削り、同条第五項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他政令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他のこれらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したため生じた損失の金額は、第七十二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

第三項、第四項、前項及び次条第一項の控除は、まず第三項の控除又は第四項の控除をし、次に前項の控除及び次条第一項の控除の順序に控除をするものとする。

第七十二条の二十二第一項第二号中「年五十万円以下の金額の百分の七」を「年百円以下の金額の百分の六」に、「年五十万円をこえる金額」を「年百万円をこえる金額」に改め、「所得のうち年五十万円をこえ年百円以下の金額の百分の八」を削り、「百分の十」を「百分の九」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「年五十万円」とあるのは「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし」を削り、同条第六項第一号中「所得のうち年五十万円以下の金額の百分の六十五万円をこえる金額の百分の八」を「所得の百分の五」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同号と同項第四号とし、同項第二号中「又は第三種事業第三号に掲げるものを除く。」を削り、「百分の六」を「百分の四」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 第三種事業(第四号に掲げるものを除く。)を行なう個人所得の百分の五

第七十二条の二十二第七項中「第七十二条の十七」を「第七十二条の十七第一項(第七十二条の十八第二項の規定を含む。)」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とする。

第七十二条の二十五第一項中「二ヶ月以内」の下に「(外国法人が第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととな

る場合においては、当該事業年度終了の日から「月を経過した日の前日」と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。以下第七十二条の二十八第一項において同じ)」を加え、同条第二項中「但し」の下に、「同項の法人(外国法人で第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるものを除く。)」を加える。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の二十二第四項各号に掲げる法人」の下に「並びに外国法人で第一項に規定する申告納付の期限内に、第七十二条の九に規定する納税管理人の申告をしてないでの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるに至つたもの(当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前にすでに第一項の規定により申告書を提出したもの)を除く。」を加える。

第七十二条の三十三第三項中「以下の下に次条第三項」を加える。

第七十二条の三十三の二第五項中「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」とし、同条第二項の次に「前一項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前一項」を「前二項」に改め、同項を加える。

3 第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算

算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に限り、道府県知事の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第七十条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

第七十二条の四十八第六項中「分割基準を異なる事業」を第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分削基準をそれぞれ適用すべき事業に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書を「第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人、第七十二条の十五」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十一まで」の下に「(第七十二条の二十六第四項を除く。)」を加え、「その所得の総額が年五十万円」を「その所得の総額が年一百五十万円」に、「年五十万円以下の金額」と「年一百五十万円以下の金額」の下に「(第三百三十九条の二十七の四)」を「第三百三十九条の二十七の三」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法律の規定により」を削り、「本項において「公共事業」という。」を「本項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。」に、「一年以内」を「二年内」に、「三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「日本住宅公団」の下に「(第三号に掲げる業者の数)」の下に「(第三号に掲げる

算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に限り、道府県知事の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第七十条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

第七十二条の四十八第六項中「分割基準を異なる事業」を第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分削基準をそれぞれ適用すべき事業に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書を「第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人、第七十二条の十五」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十一まで」の下に「(第七十二条の二十六第四項を除く。)」を加え、「その所得の総額が年五十万円」を「その所得の総額が年一百五十万円」に、「年五十万円以下の金額」と「年一百五十万円以下の金額」の下に「(第三百三十九条の二十七の三)」を「第三百三十九条の二十七の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百三十九条の二十七の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法律の規定により」を削り、「本項において「公共事業」という。」を「本項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。」に、「一年以内」を「二年内」に、「三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手續に準じて」を「第三百三十九条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「日本住宅公団」の下に「(第三号に掲げる

ものを除く。」を加え、同項に次の二号を加える。

三 資本又は出資の金額が一億円以上の製造業を行なう法人の本社の従業者の数

前号の規定を適用して算定した数値(当該数値が奇数の場合は清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に限り、道府県知事の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第七十条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

第七十二条の四十八第六項中「分割基準を異なる事業」を第四項第一号、第二号又は第三号に規定する分削基準をそれぞれ適用すべき事業に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「法人税法第六条第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの、第七十二条の十四第一項但書を「第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人、第七十二条の十五」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十一まで」の下に「(第七十二条の二十六第四項を除く。)」を加え、「その所得の総額が年五十万円」を「その所得の総額が年一百五十万円」に、「年五十万円以下の金額」と「年一百五十万円以下の金額」の下に「(第三百三十九条の二十七の三)」を「第三百三十九条の二十七の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百三十九条の二十七の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法律の規定により」を削り、「本項において「公共事業」という。」を「本項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。」に、「一年以内」を「二年内」に、「三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手續に準じて」を「第三百三十九条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「日本住宅公団」の下に「(第三号に掲げる

令で定めるもの」に、「更新」を「取替え又は取付け」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する」を削り、「教育の用に供する不動産」の下に「学校法人がその設置する寄宿舎で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産」を加える。

第七十三条の七第七号中「一年」を「二年」に改める。

第七十三条の十四第八項中「住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付を受けて」を削り、「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百三十九条の二十七の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法律の規定により」を削り、「本項において「公共事業」という。」を「本項及び第七十三条の二十七の二において「公共事業」という。」に、「一年以内」を「二年内」に、「三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手續に準じて」を「第三百三十九条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十三条の六十五第二項中「第七十二条の三十三の二第四項」を「第七十二条の三十三の二第五項」に改める。

第七十二条の六十五第二項中「第七十二条の三十三の二第五項」に改める。

第七十三条第三号中「発電所及び変電所」の下に「(発電若しくは変電)」を加え、「家庭の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は昇降の設備をいふ)」の「一種以上」を「家庭の壁、柱、床、はり、屋根、昇降の設備その他家屋と一体となつて効用を果たす設備で政令

同項を同条第六項とし、同条第四項を次のよう改める。

4 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第三条の規定による政府の助成に係る農業近代化資金、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第十八条第一項の規定に基づく資金又は開拓者資金、金融通

第一項の規定に基づく資金の貸付けを受け、農林漁業金融の近代化又は合理化のための農林漁業者、第一項の規定に基づく資金の貸付けの共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準又は合理化のための農林漁業者、第一項の規定に基づく資金の貸付けを受け、中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三百八十八条第三項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受け、中小企業の経営の近代化又は合理化のための不動産取得税の課税標準の算定について、当該貸付けを受けた額を価格から控除するものとする。

5 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三百八十八条第三項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けた額を価格から控除するものとする。

第六章の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けた額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十一第二項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手續に準じて」を「第三百三十九条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十三条の二十一第二項中「第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手續に準じて」を「第三百三十九条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。

第七十三条の二十四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「(第三号に掲げる

築街区造成組合」を、「取得した場合」の下に「防災建築街区造成組合から取得した場合にあつては、当該組合の組員が取得したときに限る。」

第七十三条の二十七の三第一項に「取得の日から」の下に「敷地の取得にあつては二年、防災建築物の取得にあつては」を加え、同条を第七十一条の二十七の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業協同組合等の取得)課する不動産取得税の納稅義務の免除等)

第七十三条の二十七の五 道府県は、中小企業振興資金等助成法第

三十九条の二十七の四とし、同条を第七十一条の二第一項及び第二項中「一年を二年」に改め、同条を第七十三条の二十七の三とし、第七十三条の二十七の次に次的一条を加える。

(被取用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第七十三条の二十七の二 道府県は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に当該公共事業を供するため当該不動産以外の不動産を取用され補償金を受け、又は公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産を譲渡した場合は、当該不動産を譲渡したときは、当該不動産の譲渡した場合において、当該不動産が当該取用され、又は譲渡された不動産(以下本条において「被取用不動産等」といふ。)に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税について、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から二年以内の期間を限度として、当該不動産に係る不動産取

得税額を徴収猶予するものとす

る。

じて得た額を減額するものとす

る。

道府県は、不動産の取得に対し課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の

取得者から当該不動産取得税につ

いて前項の規定の適用があるべき

旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から一年以内の期間を限度として、当該不動産に係る不動産取

得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収するものとする。

第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の規定によるべき

旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から一年以内の期間を限度として、当該不動産に係る不動産取

得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収するものとする。

第七十三条の二十六第一項から第三章第四節において「小売定価」という。」を「第三項の規定によって算定した金額」に改め、同条第二項中「その売渡しの時によるべき当該製造の販売の時によるべき当該第三十四条第一項の小売定価(以下本節及び第三章第四節において「小売定価」といふ。)」を「第三項の規定によって算定した金額」に改め、同条第二項中「たばこ消費税の課税標準は、公

社が当該年度の初日の属する年の前年の二月一日から当該年度の初

日の属する年の一月三十一日まで

の間に小売人に売り渡した製造

たばこについて小売人がその販売の

時のによるべき小売定価(たばこ専

門の本数の算定については、刻みた

た値格)に相当する額に税率を乗

をいう。以下本項及び第三章第四節において「小売定価」という。」及

び公社が当該期間内に国内消費用として直接消費者に売り渡した製

造たばこについてその売渡しの時によるべき小売定価の合計額を、

当該製造たばこの本数の合計本数で除して得た額(以下本条及び第

三章第四節において「課税標準算

定の基礎となる額」という。)に、公

社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間にお

いて当該道府県の区域内に所在す

る営業所を有する小売人に対し

充り渡した製造たばこ又は当該道

府県の区域内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費

者に充り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

第七十四条の三中「(百十五条第一号に規定する飲食を除く。以下本

条及び百十四条の五において同

の十五)を「百分の十」に改める。

第七十四条の三中「(百十五条第一号に規定する飲食を除く。以下本

条及び百十四条の五において同

の十五)を「五百円」を「八百円」に改める。

第七十四条の五第二項中「旅館」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第七十五条の五第二項中「旅館」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第七十六条の五第二項中「旅館」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第七十七条の五第二項中「旅館」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第七十八条の四第二項中「翌月二

十五日」を「翌月末日」に改める。

第七十九条第一項第一号中「百分

の十五」を「百分の十」に改める。

第七十条第一項第一号中「百分の八」を「百分の九」に改める。

第七十一条第一項第一号中「百分

の九」を「百分の十」に改める。

第七十二条第一項第一号中「百分

の十」を「百分の十一」に改める。

第七十三条第一項第一号中「百分

の十一」を「百分の十二」に改める。

第七十四条第一項第一号中「百分

の十二」を「百分の十三」に改める。

第七十五条第一項第一号中「百分

の十三」を「百分の十四」に改める。

第七十六条第一項第一号中「百分

の十四」を「百分の十五」に改める。

第七十七条第一項第一号中「百分

の十五」を「百分の十六」に改める。

第七十八条第一項第一号中「百分

の十六」を「百分の十七」に改める。

第七十九条第一項第一号中「百分

の十七」を「百分の十八」に改める。

第八十条第一項第一号中「百分

の十八」を「百分の十九」に改める。

第八十一条第一項第一号中「百分

の十九」を「百分の二十」に改める。

第八十二条第一項第一号中「百分

の二十」を「百分の二十一」に改める。

第八十三条第一項第一号中「百分

の二十一」を「百分の二十二」に改める。

第八十四条第一項第一号中「百分

の二十二」を「百分の二十三」に改める。

第八十五条第一項第一号中「百分

の二十三」を「百分の二十四」に改める。

第八十六条第一項第一号中「百分

の二十四」を「百分の二十五」に改める。

第八十七条第一項第一号中「百分

の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第八十八条第一項第一号中「百分

の二十六」を「百分の二十七」に改める。

第八十九条第一項第一号中「百分

の二十七」を「百分の二十八」に改める。

第九十条第一項第一号中「百分

の二十八」を「百分の二十九」に改める。

第九十一条第一項第一号中「百分

の二十九」を「百分の三十」に改める。

第九十二条第一項第一号中「百分

の三十」を「百分の三十一」に改める。

第九十三条第一項第一号中「百分

の三十一」を「百分の三十二」に改める。

第九十四条第一項第一号中「百分

の三十二」を「百分の三十三」に改める。

第九十五条第一項第一号中「百分

の三十三」を「百分の三十四」に改める。

第九十六条第一項第一号中「百分

の三十四」を「百分の三十五」に改める。

2 自治大臣は、次の各号に掲げる事項については、中央固定資産評価審議会の意見をきかなければならぬ。

一 前条第一項の固定資産評価基準に関すること。

二 第四百二十二条の二第一項の指示

3 中央固定資産評価審議会は、委員十五人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産の評価について学識経験を有する者たちから、自治大臣が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、中央固定資産評価審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第三百八十九条第一項中「前条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改め、同条第五項中「自治大臣によつて示された評価の基準に基いてした場合の評価と著しく異なることを発見した場合」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれて、ないと認める場合」に改める。

第三百九十六条第一項中「第三百八十八条第二項第四号の助言又は第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査」を「第三百八十八条第三項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示」に改める。

第四百一一条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第三百八十八条第一項の固定資産評価基準について指導すること。

第四百一一条の次に次の二条を加える。

(道府県固定資産評価審議会)

第四百一一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事がその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十九条第一項の固定資産評価基準の細目に關すること。

二 第四百一十九条第一項の勧告

4 道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以内で組織する。

5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

6 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

第四百二十二条中「前条」を「第四百二条」に改める。

第四百三十三条第一項中「自治大臣が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」を「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて」に改める。
第四百十九条第一項を次のよう
改める。
道府県知事は、市町村における
固定資産の価格の決定が第三百八
十八条第一項の固定資産評価基準
によつて行なわれていないと認め
る場合においては、当該市町村の
長に対し、固定資産課税台帳に登
録された価格を修正して登録する
ように勧告するものとする。
第四百二十二条の次に次の一条を
加える。
(固定資産の価格の修正に関する
自治大臣の指示)
第四百二十二条の二　自治大臣は、
市町村における固定資産の価格の
決定が第三百八十八条第一項の固
定資産評価基準によつて行なわれ
ていないと認める場合において
は、道府県知事に対し、当該市町
村の長に第四百十九条第一項の勧
告をするように指示するものとす
る。

3 たばこ消費税の課税標準は、課税標準算定の基礎となる額に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間ににおいて当該市町村の区域内に所在する営業所を有する小売人に対して充り渡した製造たばこ又は当該市町村の区域内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に充り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこの以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それそれ紙巻たばこの一本に換算し、ペイプたばこは一包装単位をもつて、紙巻たばこの五十本に換算するものとする。

第四百六十五条中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

第四百六十七条第二項中「翌月二十五日」を「翌月末日」に改める。

第四百八十六条第三項中「電気」に関する臨時措置に関する法律」の下に「(昭和二十七年法律第三百四十一号)」を、「旧公益事業令」の下に「(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を加える。

第四百八十九条第一項第七号の二中「マンガン鉱」の下に「、タンクステン鉱・モリブデン鉱」を、「石綿」の下に「、石灰石」を加え、同項第九号の四を削り、同項第十号中「人造電極」を「不滲透性炭素、人

「造電極」に改め、同項第十七号中「及び水電解法」を「並びに水電解法及び深冷分離法」に改め、同項第五号の二を次のよう改める。
二十号の二マグネシヤクリンカ
第四百八十九条第一項第二十三号中「塩化ビニリデン系繊維、塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物」を削り、同項第二十五号を次のよう改める。

二十五 パルブ
二十五の二 ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維
第四百八十九条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 農山漁村電氣導入促進法第二条
第一項の農林漁業団体が使用する電氣のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに対しても、電氣ガス税は課することができない。

4 電氣事業者が電氣に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令における料金割引の適用を受けることは、電氣ガス税は課することができない。

第四百八十九条第一項の次に次の
一項を加える。

2 次の各号に掲げる製品の製造業
を営む者がその事業所において直
接その業務の用に使用する電気に
対しては、次の各号に掲げる製品

ごとに政令で定める日から起算し
て三年間は、電気ガス税は課する
ことができない。

一 プロビレンオキサイド、ブロ
ピレングリコール及びアルキル

フェノール（揮発油、灯油若し
くは軽油又は石油精製の際に發
生する副生ガスを原料とするも
のに限る。）

二 アクリル酸エステル

三 ふつ素樹脂

四 ポリカーボネート

五 高純度シリコン、タンタル地
金（タンタル粉末を含む。）、ベ
リリウム銅母合金地金及び希土
類金属地金（イットリウム及び
スカンジウムを含有するものを
含む。）

第六百四十九条中「百分の十」を「百
分の九」に改める。

第六百四十九条の二第一項中「電気
事業者が電気に関する臨時措置に關
する法律においてその例によるもの
とされた旧公益事業令第三十九条第
一項の規定により認可を受けた供給
規程」を「電気供給規程」に改める。

第六百四十九条を次のように改め
る。

（鉱産税の税率）

第六百二十条 鉱産税の標準税率
は、百分の一とする。ただし、鉱
物の掘採の事業の作業場において
第五百二十二条に定める期間内に

掘採された鉱物の価格が、当該事
業の作業場所在の市町村ことに一
百万円以下である場合において直
接その業務の用に使用する電気に
は、当該期間に係る鉱産税の標準
税率は、百分の〇・七とする。

2 前項の標準税率をこえて課する
場合においても、百分の一。（前
項ただし書の場合にあつては、百
分の〇・九）をこえることができ
ない。

第六百二十二条中「鉱産税の納期
は、」の下に「毎月十日から末日まで
の間ににおいて」と加える。

第六百二十二条中「当該市町村の
条例で定める期間内」を「毎月一日か
ら末までの間に」に改める。

第六百五十二条第一項中「価格」の
下に「（山元における価格をいふ。）」
を加え、同条第二項中「素材の価
格」の下に「（山元における価格をい
う。）」を加える。

第六百五十二条中「林業を営
む者」の下に「その他政令で定める
者」を加える。

第七百条の十一第二項中「毎月十
五日」を「毎月末日」に改める。

第七百条の六第四号中「林業を営
む者」の下に「その他政令で定める
者」を加える。

第七百条の十一第二項中「毎月十
五日」を「毎月末日」に改める。

第七百条の十四第一号から第三号
まで中「毎月十五日」を「毎月末日」
に、同条第四号中「十五日」を「三十
日」に改める。

第七百二十二条第一項中「大正八年法
律第三十六号」を削る。

第七百二十二条第一項中「百分の
九」を「百分の八」に改める。

第七百三十三条第三項中「百分の
十六・二」との下に「、第三百十四
条の七第一項中「千円」とあるのは
「二千円」とを加える。

附則第十一項を附則第十八項と
し、附則第七項から附則第十項まで
を七項ずつ繰り下げ、附則第六項を
附則第七項とし、同項の次に次の六
項を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民
税の額控除の特例）

8 租税特別措置法第六十六条の八
第一項から第三項までの規定の適
用を受ける法人で法人税法第二十
六条の四の規定によつて法人税額
の還付を受けたものに對する第五
十三条第五項及び第三百二十二条
の八第五項の規定の適用について
は、これらの規定中「五年」とある
のは「十年」と、法人税法第九条
第五項とあるのは「法人税法第九
条第五項及び租税特別措置法第六
十六条の八第一項から第三項ま
で」とする。

（開拓農地等の取得に対する不動
産取得税の非課税）

9 道府県は、開拓農振興臨時措
置法（昭和三十二年法律第五十八
号）第一条第一項に規定する開拓
農振興組合の組合員である開拓
者で同項各号の一に該当するもの
(以下本項において「開拓者」とい
う)が農業委員会等に關する法律
（昭和二十六年法律第八十八号）第
六条第二項の規定に基づく農業委
員会のあつせんにより他の開拓者
から耕作又は養畜の用に供する土
地を取得した場合においては、當
該取得が昭和三十二年三月三十一
日までに行なわれたときに限り、交
換分合によつて失つた土地の固定資
産台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の市町村民税の配当控除）

10 国の行政機関の作成した計画に
基づく政府の補助を受けて農林漁
業經營の近代化又は合理化のため
の農林漁業者の共同利用に供する
施設で政令で定めるものを取得し
た場合における当該施設の取得に
対して課する不動産取得税の課稅
標準の算定については、当該取得
が昭和四十七年三月三十一日まで
に行なわれたときに限り、当該補
助を受けた額を価格から控除する
ものとする。

11 農業委員会等に關する法律第六
条第二項の規定に基づく農業委員
会のあつせんによる農地の交換分
合による土地の取得に對して課す
不動産取得税の課稅標準の算定
については、当該取得が昭和三十
九年三月三十一日までに行なわれ
たとき限り、交換分合によつて
失つた土地の固定資産課稅台帳に
登録された価格（交換分合によつ
て失つた土地の価格が固定資產課
稅台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格）に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の都民税の配当控除）

12 第三百十四条の二第一項本文の
規定による控除をする市町村は、
当分の間、所得割の納稅義務者の

ては、不動産取得税を課すること
ができない。

（農林漁業者の共同利用施設等の
取得に対する不動産取得税の課稅
標準の特例）

13 第三百十四条第三項において
は、当該期間に係る鉱産税の標準
税率がそのこえる金額に満たない
ときは、当該配当所得の金額

のうちそのこえる金額に相当する
金額（当該配当所得の金額に
相当する金額）については、百分の〇・七五

前年の総所得金額のうちに、この
法律の施行地に主たる事務所又は
事業所を有する法人から受ける所
得の金額の合計額を、その者の第
三百十四条の三から第三百十四条
の五までの規定を適用した場合の
所得割の額から控除するものとす
る。

附則第十一項を附則第十八項と
し、附則第七項から附則第十項まで
を七項ずつ繰り下げ、附則第六項を
附則第七項とし、同項の次に次の六
項を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民
税の額控除の特例）

8 租税特別措置法第六十六条の八
第一項から第三項までの規定の適
用を受ける法人で法人税法第二十
六条の四の規定によつて法人税額
の還付を受けたものに對する第五
十三条第五項及び第三百二十二条
の八第五項の規定の適用について
は、これらの規定中「五年」とある
のは「十年」と、法人税法第九条
第五項とあるのは「法人税法第九
条第五項及び租税特別措置法第六
十六条の八第一項から第三項ま
で」とする。

（開拓農地等の取得に対する不
動産取得税の非課税）

9 道府県は、開拓農振興臨時措
置法（昭和三十二年法律第五十八
号）第一条第一項に規定する開拓
農振興組合の組合員である開拓
者で同項各号の一に該当するもの
(以下本項において「開拓者」とい
う)が農業委員会等に關する法律
（昭和二十六年法律第八十八号）第
六条第二項の規定に基づく農業委
員会のあつせんにより他の開拓者
から耕作又は養畜の用に供する土
地を取得した場合においては、當
該取得が昭和三十二年三月三十一
日までに行なわれたときに限り、交
換分合によつて失つた土地の固定資
産台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の市町村民税の配当控除）

10 国の行政機関の作成した計画に
基づく政府の補助を受けて農林漁
業經營の近代化又は合理化のため
の農林漁業者の共同利用に供する
施設で政令で定めるものを取得し
た場合における当該施設の取得に
対して課する不動産取得税の課稅
標準の算定については、当該取得
が昭和四十七年三月三十一日まで
に行なわれたときに限り、当該補
助を受けた額を価格から控除する
ものとする。

11 農業委員会等に關する法律第六
条第二項の規定に基づく農業委員
会のあつせんによる農地の交換分
合による土地の取得に對して課す
不動産取得税の課稅標準の算定
については、当該取得が昭和三十
九年三月三十一日までに行なわれ
たとき限り、交換分合によつて
失つた土地の固定資産課稅台帳に
登録された価格（交換分合によつ
て失つた土地の価格が固定資產課
稅台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格）に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の都民税の配当控除）

12 第三百十四条の二第一項本文の
規定による控除をする市町村は、
当分の間、所得割の納稅義務者の

前年の総所得金額のうちに、この
法律の施行地に主たる事務所又は
事業所を有する法人から受ける所
得の金額の合計額を、その者の第
三百十四条の三から第三百十四条
の五までの規定を適用した場合の
所得割の額から控除する所とす
る。

附則第十一項を附則第十八項と
し、附則第七項から附則第十項まで
を七項ずつ繰り下げ、附則第六項を
附則第七項とし、同項の次に次の六
項を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民
税の額控除の特例）

8 租税特別措置法第六十六条の八
第一項から第三項までの規定の適
用を受ける法人で法人税法第二十
六条の四の規定によつて法人税額
の還付を受けたものに對する第五
十三条第五項及び第三百二十二条
の八第五項の規定の適用について
は、これらの規定中「五年」とある
のは「十年」と、法人税法第九条
第五項とあるのは「法人税法第九
条第五項及び租税特別措置法第六
十六条の八第一項から第三項ま
で」とする。

（開拓農地等の取得に対する不
動産取得税の非課税）

9 道府県は、開拓農振興臨時措
置法（昭和三十二年法律第五十八
号）第一条第一項に規定する開拓
農振興組合の組合員である開拓
者で同項各号の一に該当するもの
(以下本項において「開拓者」とい
う)が農業委員会等に關する法律
（昭和二十六年法律第八十八号）第
六条第二項の規定に基づく農業委
員会のあつせんにより他の開拓者
から耕作又は養畜の用に供する土
地を取得した場合においては、當
該取得が昭和三十二年三月三十一
日までに行なわれたときに限り、交
換分合によつて失つた土地の固定資
産台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の市町村民税の配当控除）

10 国の行政機関の作成した計画に
基づく政府の補助を受けて農林漁
業經營の近代化又は合理化のため
の農林漁業者の共同利用に供する
施設で政令で定めるものを取得し
た場合における当該施設の取得に
対して課する不動産取得税の課稅
標準の算定については、当該取得
が昭和四十七年三月三十一日まで
に行なわれたときに限り、当該補
助を受けた額を価格から控除する
ものとする。

11 農業委員会等に關する法律第六
条第二項の規定に基づく農業委員
会のあつせんによる農地の交換分
合による土地の取得に對して課す
不動産取得税の課稅標準の算定
については、当該取得が昭和三十
九年三月三十一日までに行なわれ
たとき限り、交換分合によつて
失つた土地の固定資産課稅台帳に
登録された価格（交換分合によつ
て失つた土地の価格が固定資產課
稅台帳に登録されていない場合に
あつては、政令で定めるところに
より、道府県知事が第三百八十八
条第一項の固定資産評価基準によ
つて決定した価格）に相当する額
を価格から控除するものとする。

（個人の都民税の配当控除）

12 第三百十四条の二第一項本文の
規定による控除をする市町村は、
当分の間、所得割の納稅義務者の

第三十五条 新法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十六年一月一日以後において新設されたこれらの規定に規定する機械設備等について、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

第三十六条 新法第三百八十八条、第三百八十九条第一項及び第五项、第三百九十六条第一項第四百一条、第四百三十二条第一項、第四百十九条第一項並びに第四百二十二条の二の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第三十七条 新法第四百六十四条及び第四百六十五条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に充り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

第三十八条 昭和三十七年四月から昭和三十八年二月までの各月において小売人又は国内消費用として直接消費者に充り渡される製造たばこに係る市町村たばこ消費税の標準算定の基礎となる額は、二・六〇一円とする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第三十九条 新法第四百八十九条第一項、第二項、第四項及び第十一項の規定は、昭和三十七年六月一日以後の分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以後におよび)に適用する。

いて収納すべき料金に係る分)から適用し、昭和三十七年五月三十日までの分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以前におよび)に収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

第四十条 新法第四百九十条の規定は、昭和三十七年五月一日以後の分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以後におよび)に収納すべき料金に係る分)から適用し、昭和三十七年四月三十日までの分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以前におよび)に収納すべき料金に係る分)から適用し、昭和三十七年四月三十日までの分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以前におよび)に収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

(鉱産税に関する規定の適用)

第四十一条 新法第五百二十条から第五百二十二条までの規定は、施行日以後において掘採する鉱物に係る鉱産税から適用し、同日前に掘採した鉱物に係る鉱産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第四十二条 新法第七百二条の三第二項の規定は、昭和三十七年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(昭和三十七年度分の個人の都民税の配当撫除)

第四十三条 新法附則第十三項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「百分の四・一」、「百分の二・一」又は「百分の一・〇五」と

あるのは、それぞれ「百分の五・六」、「百分の二・八」又は「百分の一・四」とする。

(旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであった地方税の取扱い)

第四十四条 旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであった地方税については、なお従前の例によることとする。

(罰則に関する規定の適用)

第四十五条 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十六条 前四十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(入場譲与税法の廃止)

第四十七条 入場譲与税法(昭和二十年法律第二百二号)は、廃止する。

(昭和三十七年度分の個人の都民税の配当撫除)

第四十八条 昭和三十七年三月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額と、同年四月において収納すべき昭和三十六年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額は、昭和三

十六年度分の入場譲与税として、昭和三十六年度分の入場譲与税の例により、同年四月に譲与する。

2 昭和三十七年四月において収納すべき昭和三十六年度の入場税の譲与の例により、昭和三十八年四月までの間ににおいて譲与する。

3 前項の場合における譲与時期及び当該譲与時期において譲与すべき金額は、自治省令で定める。

4 この法律による廃止前の入場譲与税法の規定による各譲与時期ごとに譲与することができるなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、第一項及び第二項の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政法の一部改正)

第四十九条 地方財政法(昭和二十年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を次のように改める。

3 第一項第五号の場合における標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が、地方税法の所得割の総額が、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十四条の二第一項の規定による控除をする。本文の規定による控除をすることとした場合における当該控除の金額又は山林所得の金額に得の金額から、同法第三百四十四条の規定により準ずるものとされる同項の表の上欄に掲げた金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率で市町村民税の所得割を課すこととした場合における当該市町村民税の所得割の金額から、同法第三百四十四条の七第一項に定める標準とすべき金額により同条第一項及び第五項の規定を適用した場合に控除するものとされる金額、同法附則第十二項の規定により控除される金額並びに同法附則第十二項の規定により控除するものとされる金額を課すこととした場合における当該控除後の市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十三十三条の次に次の二条を加える。

(地方債の制限に関する普通税の標準税率の特例)

第三十三条の二 第五条第三項の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同項中「同法附則第十二項」とあるのは、「同法附則第十二項及び地方税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二百二十六号)附則第

昭和二十七年三月八日 衆議院会議録第二十一号 地方税法の一部を改正する法律案

(たばこ専売法の一部改正)

第五十条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項後段を次のよう改める。

この小売定額中には、地方税

法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第三項に規定する道府県たばこ消費税の課

税標準算定の基礎となる額及び同法第四百六十四条第三項に規定する市町村たばこ消費税の課

税標準算定の基礎となる額及び

同法第四百六十四条第三項に規定する市町村たばこ消費税の課

税標準算定の基礎となる額に当

て得た額に、それぞれ百分の九及び百分の十二を乗じて得

た額に相当する道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第五十一条 地方交付税法(昭和十五年法律第二百二十一号)の一部

を次のように改正する。

第五十二条 第二項の二を削り、同条第三項の表道府県の

項中「十二 入場譲与税(入場譲与税法(昭和二十九年法律第二百二十一号)第二条の規定によつて算定した額)」を削

り、同表収入の項目の欄中「十三」を「十二」に、「十四」を「十三」に改める。

第五十二条第一項中「入場譲与税及び」を削り、同条第三項の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

第五十三条 前条の規定による改正後の方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

第五十四条 会社更生法(昭和二十七年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 第二百六十九条第四項中「附加価値税」を「事業税」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 同号を同条第三十二号中「評価について」の下に「固定資産評価基準を定め、並びに」を加え、

調査会」を「中央固定資産評価審議会」に改め、同号を同条第十三号とする。

第五十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一一部改正

第五十五条 第五項を同条第六項とし、昭和三十一年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を

加える。

五百四十八条第二項第二号の四及び第六号の四に掲げる固定資産に類するもので政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

五百四十九条 所得税法第三百四十八条规定に同様に規定する。

標準である所得の計算の例によつて算定した金額と当該事業年度開始の日における積立金額との合計額から当該各事業年度分の出資者に対する剩余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

第七十二条の二十一第一項の改正に関する部分中「年五十万円をこえる金額」を「年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の八」に、「所得のうち年五十万円をこえる金額」を「百分の九」と改め、「所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の七」に、「百分の九」に改めを「百分の九」に、「所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二」を「所得のうち年五百円をこえる金額及び清算所得の百分の十三」と改めに、同条第六項を「とする」とし、「二千万円」に改めを「二千万円」に、「百分の八」を「百分の七」に、「百分の十二」を「百分の十三」に改めに、同条第六項を「とする」とし、「年五百万円」とあるのは「五百万円」に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とするに改め、同条第四項第九号中「十九」を「第七十二条の十九第一項」に改め、同項】に改める。

第七十二条の四十一の改正規定中

〔第七十二条の十五〕の下に「若しくは第七十二条の十九第二項」を加える。

三百二十二条の二の改正に關する部分の次に次のように加える。
第二百九十五条の改正に關する部分の次に次のように加える。
第二百九十六条第一項に次の二号を加える。

三 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合会（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第二百九十九条第二項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第三百十二条第一項中「二千四百円」を「四千円」に、「千八百円」を「一千二百円」に、「一千円」を「一千二百円」に改め、同条第二項中「四千円、三千円及び二千円」を「六千円、四千五百円及び三千円」に改める。

第三百十四条の二第一項の改正に關する部分中「第一項第一号中」を「第一項各号列記以外の部分中」「三万円」を「五万円」に改め、同項第一号中「に、に改める」を「に改め」同項第五号イ中「七万円（当該扶養親族者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは五万円とする。）に改める」に改め、同条の改正に關する部分の次に次のように加える。

一七万円、三該扶養親族が自己の扶養親族とする納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円」を「七万円。ただし、当該扶養親族が配偶者である場合においては八万円とし、当該扶養親族を自己の扶養親族とする納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは五万円とする。」に改め、同条第三項中「七万円」を「七万円、八万円」に改める。

第三百四十四条の三の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百四十四条の六第一項中「百分の八・一」を「百分の九」と、「百分の九・七」を「百分の一〇・八」に改める。

第三百四十八条の七第二項の改正規定中「六百円」の下に「(当該扶養親族が配偶者であるときは千円)」を加える。

第三百四十九条の二の次に次の二条を加える。

(田又は烟)に對して課する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の二の二 田又は烟

に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にいかわらず、当該固定資産の価格(土地課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価

格に比準するものとされる価格をいちの三分の二の額とする。

第三百四十九条の三第一項中「前二条」を「第三百四十九条及び第三百四十九条の二」に改める。

第三百四十九条の三第二項の改正に関する部分中「削り、」の下に「同一条第二項から第四項まで中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の三第五項の改正規定中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、同項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百四十九条の三第六項から第八項まで中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の三第九項の改正規定中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、同項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百四十九条の三第十項及び第十一項中「前条」を「第三百四十九条及び第三百四十九条の二」に改め、同項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百四十九条の三第十二項及び第十四項から第十六項まで中「前条」を「第三百四十九条の二」に改める。

第三百四十九条の三に三項を加える改正規定によつて加えられる同条の前に次のように加える。

第三百四十九条の四第一項中「前二条」を「第三百四十九条の二及び前一条」に改める。

第三百四十九条の五第一項の改正に関する部分中「に改め」を「に、」に、「第

三百四十九条の二から前条まで及び「を「第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び前条並びに」に改め」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百八十二条第六項中「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三」に改める。

第三百八十二条第六項中「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の二」に改める。

第四百三条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百十条中「価格等」の下に「(第三百四十九条の二の二)の規定の適用を受ける土地については、その価格に同条に定める率を乗じて得た額を含むものとする。以下同じ。」を加える。

第三百四十九条の三第六項から第八項まで中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の三第九項の改正規定中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の三第十項及び第十一項中「前条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の三第十二項及び第十四項から第十六項まで中「前条」を「第三百四十九条の二」に改める。

第三百四十九条の三に三項を加える改正規定によつて加えられる同条の前に次のように加える。

第三百四十九条の四第一項中「前二条」を「第三百四十九条の二」に改め、「を加える。」

第三百四十九条の五第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第三百四十九条の五第一項の改正に関する部分中「に改め」を「に、」に、「第

第三百四十九条の五第一項の改正に関する部分中「に改め」を「に、」に、「第

9 農山漁村電気導入促進法第一条 第一項の農林漁業団体が使用する電気のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに対しては、電気ガス税は課することがで

きない。

第四百九十条中「百分の十」を「百分の七」に改め、同条に次の二項を加える。

第四百六十五条の改正規定中「百分の十二」を「百分の十七」に改めれる。

第四百八十九条及び第四百九十条の改正に関する部分を次の二項に改める。

第四百八十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

第四百八十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九条第九項を次のよう改める。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

第三百四十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程(以下本節において「電気供給規程」という。)における料金割引の適用を受ける公衆電路灯に使用する電気に対しても、電気ガス税は課することができない。

十二 ウラン鉱及びウラン地金
十三 高純度シリコン、タンタル
地金(タンタル粉末を含む)、
ペリウム銅母合金地金及び希
土類金属地金(イットリウム及
びスカンジウムを含有するもの
を含む)。

十四 不透性炭素、人造電極及
び電刷子
十五 か性ソーダ及びソーダ灰
十六 電気製塩(塩専充法(昭和
二十四年法律第百十二号))の規
定によつて塩製造の許可を受け
たものに限る)。

十七 硫安、硝安、塩安、尿素、
石灰窒素、過硫酸石灰、重過
りん酸石灰、溶成りん肥、燒成
りん肥、焼成りん肥にりん酸液
を作用させた肥料、けい酸石灰
及び炭酸カルシウム肥料(化成
肥料を含む)。

十八 カーバイト
十九 研削材
二十 加里塩(電解法によるもの
に限る)及びにりん及びりん化
合物
二十一 酸素及び水素(空氣分離
法並びに水電解法及び深冷分離
法によるものに限る)。

二十二 岩精
二十三 セメント
二十四 電気鋳造耐火れんが
二十五 ふつ素樹脂
二十六 マグネシャクリンカー
二十七 カン水ヨード、カン水臭
素、メタノール、アンモニア及
び硫酸
二十八 金属ソーダ、過酸化ソーダ
二十九 塩素酸ソーダ、過塩素酸ア
ム。

ンモン、過酸化水素、二硫化炭
素及びけい酸ソーダ(電解法及
び電炉法によるものに限る)。

三十 合成ゴム(前号のブタジエ
ンを原料とするものに限る)
三十一 ゼニコン、ポリビニ
ル、アルコール、ポリアミド樹
脂、カプロラクタム(シクロヘ
キサン)を含有)、さく酸纖
維、さく酸纖維素、ポリエス
テル系合成纖維、テレフタール酸
クリルニトリル系合成纖維の原
料として用いられるものに限
る)、アクリルニトリル系合成
纖維及びアクリルニトリル(ア
クリルニトリル系合成纖維の原
料として用いられるものに限
る)。

三十二 塩化ビニル及び塩化ビニ
ル・さく酸ビニル共重合物
三十三 アルコール(やし油を原
料として製造するものに限る)。

三十四 パルプ
三十五 竹バルブを原料とする紙
三十六 ビスコース纖維及び銅ア
ンモニア纖維

四一三

場合においても、また同様とする。

- 三十七 アクリル酸エスチル
三十八 ポリカーボネート

第四百九十九条の二第一項の改正に
関する部分中「に改める」を「に改め、
同条を第四百九十九条の三とする」に
改める。

第五百二十条の改正に関する部分
の前に次のように加える。

第四百九十九条の次に次の二条を加
える。

(電気ガス税の課税部分と非課税
部分等の区分)

第四百九十九条の二 電気又はガスを
使用者の者が第四百八十九条の規
定によつて電気ガス税を課税するこ
とができない電気又はガス(以下
本条において「非課税電気等」とい
う。)と前条第二項の税率によつて
電気ガス税が課される電気(以下
本条において「特例適用電気」とい
う。)と非課税電気等及び特例適用
電気以外の電気又はガス(以下本
条において「その他の電気等」とい
う。)とのうちいずれか二以上をあ
わせて使用する場合において、こ
れらを非課税電気等、特例適用電
気又はその他の電気等に区分する
ことができるときは、製品又は
鉱物の数量等を基準として、政令
で定めるところにより、特例適用電
気又はその他の電気等の料金を
算出するものとする。

第七百条の十四の改正に関する部
分の次に次のように加える。

第四章中「第四節 水利地益税、
共同施設税及び国民健康保険税」を
「第五節 水利地益税、共同施設税
及び国民健康保険税」に、「第三節
都市計画税」を「第四節 都市計画

税」に、「第二節 入湯税」を「第三
節 入湯税」に改め、第七百条の五
十の次に次の二節を加える。

第二節 消防施設税

第一款 通則

(消防施設税)

第七百条の五十一 道府県は、市町
村に対し消防に関する費用に充て
る財源を交付するため、消防施設
税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかるわら
ず、消防に関する費用に充てるた
め、及び都の区域内に所在する市
町村に対し消防に関する費用に充
てる財源を交付するため、消防施
設税を課するものとする。

(消防施設税の納稅義務者等)

第七百条の五十二 消防施設税は、
保険業法(昭和十四年法律第四十
一号)第一条第一項の免許又は外
国保険事業者に関する法律(昭和
二十四年法律第八十四号)第三
条第一項の免許を受けて火災保険
事業を行なう者に対し、その者が
締結する火災保険契約に係る保険
料の金額を課税標準として、当該
火災保険契約に係る保険の目的で
ある物件(以下「被保険物件」と
いふ。)所在の道府県において課す
る。

(消防施設税の賦課徴収の課
税標準は、火災保険事業を行なう
者が道府県内に所在する被保険物
件について各事業年度において払
い込まれ又は払い込まれるべきもの
とが確定した保険料の金額(当該
保険料の金額のうちに火災保険契
約の異動又は解除により払いもど
したもの又は払いもどすべきもの
があるときは、その金額を控除し
た金額)による。

第七百条の五十四 消防施設税の税
率は、百分の三とする。
(消防施設税に係る徴稅吏員の質
問検査権)

第七百条の五十五 道府県の徴稅吏
員は、消防施設税の賦課徴収に關
する調査のために必要がある場合
においては、次に掲げる者に質問
し、又は第一号若しくは第二号の
者の事業に関する帳簿書類その他
の物件を検査することができる。

一 納稅義務者又は納稅義務があ
ると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は
物品を給付する義務があると認
められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で
当該消防施設税の賦課徴収に關
する直接關係があると認められる
もの

2 前項の場合においては、当該徵
稅吏員は、その身分を証明する証
票を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければ
ならない。

(消防施設税の賦課徴収の課
税標準は、火災保険事業を行なう
者が道府県内に所在する被保険物
件について各事業年度において払
い込まれ又は払い込まれるべきもの
とが確定した保険料の金額(当該
保険料の金額のうちに火災保険契
約の異動又は解除により払いもど
したもの又は払いもどすべきもの
があるときは、その金額を控除し
た金額)による。

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
不申告に関する過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の申告による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

第七百条の五十九 道府県は、消防
施設税の納稅義務者が第七百条の
五十七の規定によつて申告すべき
納稅管理人について正當な理由が
なくして申告をしなかつた場合にお
いては、その者に対し、当該道府
県の条例で三万円以下の過料を科
する旨の規定を設けることができる。

(消防施設税の納稅管理人による
虚偽の答弁による過料)

前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七第十四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

2 中告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時において当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、その申告書の記載が、自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

た場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認めたものと解釈してはならない。
（消防施設税に係る自治省職員の検査拒否等に關する罪）

及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第七百条の六十 消防施設税の納稅者は、自治省令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納稅者に係る被保険物件所在の道府県の知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を納

以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書の作成の時において法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
(消防施設税に係る故意不申告の罪)

2
三 前二号に掲げる者以外の者で
消防施設税の賦課徴収に関する
接関係があると認められるもの
員は、その身分を証明する証票を
持帯し、関係人の請求があつたと
きは、これを提示しなければならぬ

3 第一項の罪を犯した者には、罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の免れた税額が五百万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免れた額に相当する額以下の額とすることができる。

（異議の申立てに際する審査を終了）

6. 各種の申立てに際する審査を終了する。

7. 便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

8. 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

第二項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴がある場合に、過料の徴収は、停止しなさい。ただし、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

において、消防施設税の賦課徴収について必要があると認めるときは、その者に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

の業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の經營の責任者に対する適用があるものとする。印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七百条の六十三 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれららの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為とみなす者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十五　自治大臣は、消
防施設税の徴収について適正な運
営を図るため必要があると認める
場合及び第七百条の九十第四項の
規定による不服の申出に対する決
定のために必要がある場合において
は、その指定する職員をして、
次に掲げる者に質問させ、又は第一
号若しくは第二号の者の事業に
関する帳簿書類その他の物件を検
査させることができる。

一　納稅義務者又は納稅義務があ
ると認められる者

三 前条第一項の規定による自治省の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合にはにおいてはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(消防施設税の脱税に關する罪)

第七百条の六十七 虚偽のその他不正の行為によつて消防施設税の全部又は一部を免れた者は、三年以下

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立てをした者に交付しなければならぬ。

付すべき者が前条第一項の規定による申告書（以下消防施設税について「申告書」という。）を提出する場合又は当該申告書を提出した後

前一項の規定によつて申告書に
自署し、かつ、自己の印を押すべ
き者は、外国法人にあつては、この
法律の施行地にある事業の經營の

財産に關して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

事務の再配分を前提として国税、地方税を通じて抜本的な改革を行ないたい、このようない旨、語調強くその決意の表明をいたしたのでございます。従つて、私どもは三十七年度における地方税法案に対しましては、非常なる期待を持つておつたのでござりまするけれども、実際提案をされました法案は、国税、地方税を通ずる抜本的な改革には触れることなく、全く技術的な改正にとどまつておるのでござります。

その上、道府県民税の増税、高級料理店に対する税の减免、入場譲与税の廃止による地域格差の拡大等、国民の期待を裏切るもののが非常に多いのでござります。なお、国税における税徵収法に見られる徵税強化の傾向は地方税にも及びかねない状態であつて、国民はひとしき不安の氣持を持つておるわけでござります。

われわれ社会党といたしましては、現段階における地方税改正の重点目標は、地域間の不均衡是正と税財源の再配分、大衆負担の軽減、大企業の特権的な税の减免措置の改廃と自主財源の充実、地方行政水準の向上等にあると考えておるわけでござります。この目標達成のためには、地方交付税の税率を引き上げること、税外負担の解消、法定外普通税の整理、後進地域開発に対する国庫の財政援助、基地、国有林等に対する交付金、産炭地市町村に対する国の財政援助等の諸施策を並行して推進することが必要であるといふうに考へるわけでござります。

以上のような基本方針の見地に立つて、地方税法の修正案を各税目別に修正を要する分についてのみ簡潔に御説明を申し上げます。

官報(号外)

まず第一に、地域間の不均衡是正と税財源の再配分のために、最も普遍性、安定性を持つておるところのたばこ消費税を現行一九%から三〇%に増額をいたします。これによつて四百二十五億円の増額をはかりたいと考えるけれども、実際提案をされました法案は、國税、地方税を通ずる抜本的な改革には触れることなく、全く技術的な改正にとどまつておるのでござります。

その上、道府県民税の増税、高級料理店に対する税の减免、入場譲与税はこれでござります。入場譲与税はこれを廃止せずに、そのまま存続をすることによって九十九億円を浮かすことができるでござります。計五百二十四億円の増でござります。

次に、大衆負担の軽減につきましては、まず住民税におきまして、給与所得者の控除限度をただし書きの場合に限り、二万円から五万円まで引き上げることによつて三億円の減、配偶者に対する扶養控除額及び扶養税控除額の引き上げによりまして、本文方式を案による道府県民税の所得割の比例税率には反対をいたします。農協、生協等に対する非課税措置を昨年新設されたのでございますが、これを従来のように復元をいたしますことによつて三億円の減となるわけでござります。

次に、事業税について申し上げます。事業主控除額を現行の二十万円から三十万円に引き上げることによつて四十億円の減になるわけでございま

す。特別法人に対する税率を引き下げることにいたしまして、農協や生協等の對する非課税措置の復元をいたしまして、ここで二億円の減になります。

次に、料飲食等消費税につきましては、高級料理店に対する徵税を強化いたしました。公給領收書の發行を獎励いたしました。奢侈飲食といふもの

まず第一に、地域間の不均衡是正と税財源の再配分のために、最も普遍性、安定性を持つておるところのたばこ消費税を現行一九%から三〇%に増額をいたします。これによつて四百二十五億円の増額をはかりたいと考えるけれども、実際提案をされました法案は、國税、地方税を通ずる抜本的な改革には触れることなく、全く技術的な改正にとどまつておるのでござります。

その上、道府県民税の増税、高級料理店に対する税の减免、入場譲与税はこれを廃止せずに、そのまま存続をすることによって九十九億円を浮かすことができるでござります。計五百二十四億円の増でござります。

次に、電気ガス税の税率を一〇%から七%に引き下げるにによりまして、ここに百五十億円の減を見るわけ

でござります。

固定資産税につきましては、農村生活の実態にかんがみまして、田畠の課税標準額を三分の二といたします。

従つて、ここに六十九億円の減を見ることがあります。

以上の軽減措置によります地方自治体の自主財源を、次の特權的な税の減免を復元することによって補てんをいたして参りたいと考えます。

まず第一に、電気ガス税の大企業に対する減免措置を、とりあえず二割復元することによって、四十三億円の増

すことによつて、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円となりますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ることができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

保いたしたいと考えます。

以上、大衆負担、中小企業あるいは農民の税輕減総額三百八十一億円とな

りますかわりに、担税能力を持つ、い

るゆる從来政府から特權的に取り扱われておる人々から増税いたしまして、それにたばこ消費税の増、入場譲与税

の存置等によりまして、自治体の自主財源の増額を見ることにいたしたいと考へておるわけでござります。

地方行政水準向上に資したいと思うこの私どもの修正案に対しまして、何

かの御賛成を希望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わりたいと思ひわけでござります。(拍手)

○久保田円次君登壇 私は、自由民主党を

代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につ

いて、政府原案に対し賛成、日本社会会党より提出されました修正案に対し反対

するわけでございます。これは年来の主張でございましたけれども、いままだ実現を見るまでに至つております。収

入火災保険料の三%をこれに充ててしまつて、十八億円の増でござります。

ゴルフ施設利用につきましては、娛樂

施設利用税といたしまして、現在一

人一日四百円を千円に引き上げることによって、ゴルフ人口の増大による十四億円の増を見ができるわけ

でござります。

これらはもっぱら地方行政水準向上に使うものとして、計六十二億円を確

用市町村における扶養親族の数に応じて、本文方式採用市町村との間の不均衡を是正しております。また、事業税においては法人、個人を問わず、中小企業者に対して思い切った税率の引き下げを行なつております。料理飲食等消費税につきましては、税率適用区分の改正、旅館における基礎控除額の引き上げ等を行ない、また電気ガス税の税率の一割引き下げを行なうなど、広く各税目にわたり、大衆負担並びに中小企業者の負担の軽減をはかつておるのであります。これらの減税措置は、いずれも長年懇意とされてきたのであります。今回国民の税負担のためとられた英断に対しましては、強く敬意を表するものであり、本案に賛成する第一点であります。

また、税源配分及び税源歸属の適正化をはかるために、所得税との総合負担を軽減する方向で、別途所得税の一部を都道府県に移譲し、道府県民税の所得割の税率を改正するとともに、たゞこ消費税の税率を県、市町村ともそれぞれ一割引き上げ、その課税標準を合理化しております。反面、入揚税の地方譲与の制度を廃止することとしておりますが、これら一連の措置を通じて、地方における普遍的なしかも妥協した独立税源を増強せしめております。また、地域間の収入の不均衡の是正をもはかつている点は、昨年度行なわれました住民税における国税改正の影響遮断の措置と相俟ちまして、地方財政の自主性と健全性を高める上に大きな意味を持つものとして、高く評価するものであります。これが本案に賛成する第二点であります。

もとより、国と地方間の税源配分は、この程度で十分であるとは考えません。さらに今後において國、地方を通じた行財政のあり方については根本的な検討を進め、その上に立って抜本的な税源配分を行なう必要があると思ふのであります。

本案におきましては、このほか、税負担の均衡化の推進など税制の合理化をはかるため、住民税について障害者等の非課税の範囲を広げ、道府県民税について税額控除の額を千円に引き上げ、不動産取得税についても、寄宿舎、幼稚園を非課税とする等の措置を講じ、また小型自動車に対する自動車税を燃費気量により段階を設けて軽減税率を設けるなど、きわめて行き届いた、きめこまかい配慮が加えられたものと認められるのであります。これが賛成の第三点であります。

冒頭に述べましたように、現下の国、地方の財政事情のもとにおきましては、可能な限り各方面の要望にこなしそつ、しかも、地方税制の自主性と健全性を一歩いな数歩前進せしめた改正であると認め、われわれはこれを高く評価するものであります。ただ、われわれは、政府当局が今後さらに地方行財政全般にわたる根本的な検討を進め、すみやかに地方財源の一そうち充実と住民負担の軽減合理化に努め、もって国民の要望にこたえるよう善導されんことを期待して、本案に賛意を表するものであります。(拍手)

さて、次に、日本社会党から提案されておりますところの修正案について、反対の意見を申し上げます。

本修正案は、地方交付税率を現行八・五%から三・〇%に、たゞ消費税を現行率を現行一九%から三・〇%にそれをぞ引き上げ、入場料と税を存続させること前提とした上で減税を行なおうとするものであります。個々の減税の方向そのものにつきましては、われぞれも賛意を表する点が多々あります。しかしながら、國、地方を通ずる現況の財政事情から見ましても、今直ちに大きな大幅に引き上げることがいかに困難であることは、今さら申し上げるまでありません。のみならず、そのような措置が今後の地方財政のあり方にどのように影響をもたらすかは、国庫補助金や地方債のあり方とも関連をいたしまして、さらに精密な検討を要する問題であつて、われわれはにわかに賛成することはできないのであります。

このような理由から、日本社会党の修正案に対しましては、遺憾ながら反対の意を表せざるを得ないのであります。す。
以上述べました理由により、私は、日本社会党を含めた地方税法の一部を改正する法案に反対いたすものであります。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 山口鶴男君。
〔山口鶴男君登壇〕
○山口鶴男君 私は、日本社会党を含めた議論とならない議題となつた政府原案に賛成し、日本社会党提出の修正案に反対いたすものであります。(拍手)
山口鶴男君 私は、日本社会党提出案に賛成の討議を行なうものでござります。(拍手)
討論にあたつて、まず、政府提出法案について指摘いたさなければならぬ点は、國税、地方税を通じる国民へ負担率が、戦前の平均である一二・九%に比較すれば、ほぼその倍額に達してゐるのであります。これでは池田内閣の政策は、所得倍増ではなく、税金倍増政策であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)
さて、この一二・三%の税負担は、ドッジ・ラインが実施され、M.P.を

昭和二十四年以来の重税なのでございまして、当時の大蔵大臣は池田勇人その人であることを想起いたします。ならば、経済には弱いが税金には強い池内閣の性格をみると現わしているものと存ずるのであります。

一方、税制調査会は、その答申の冒頭において、国民の税負担の割合を二〇%の線で押えることを基本目標として減税を行なうべきことを強調いたしております。しかるに、政府は、答申の枝葉末節のみを取り上げまして、この基本目標から故意に目をおなつているのであります。このことは全く遺憾にたえません。且下国民各階層からこうこうたる非難を浴びてゐる諮問機関無視、すなわち、選挙制度審議会の強化、高級公務員の立候補制限を骨抜きにしてはばからない諸問機関監視の態度と同一であるといふべきでございましょう。政府の反省を強く求める次第であります。(拍手)

第二は、税負担の強化が地方税において著しい点であります。政府は、昨年の住民税改正におきまして、国税と住民税の関係を遮断いたしました。この結果、所得税において各種の控除が行なわれましても、本年の住民税にはこの恩恵は全くないのであります。また、道府県民税では、中央、地方を通じる税源配分と称し、所得税の一部を都道府県に移譲いたしたのであります。が、従来道府県民税は最低〇・八%から最高五・六%まで十三段階の累進税率を採用いたしておりました。今回は、これを百五十万円未満二%、百五十万円をこえるもの四%の二段

階、比例税率に改めるといふのであります。これは明らかに低所得者層の犠牲において道府県民税を強化する以外の何ものではありません。(拍手)たとえれば夫婦及び子三人の標準世帯を例にとりまするならば、年所得五十万円の者の道府県民税の増加率は実に八二%、年所得七十万円の者の増加率は五二%に対しまして、年所得一百万円の高額所得者はわずか五・九%の増であり、年所得二千万円以上の超高額所得者は逆に減税になるのであります。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

都道府県が負担する市町村立の小学校、中学校、盲学校、養護学校及び養護学校の職員の給与の種類に初任給調整手当を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求める。文教委員会理事八木徹雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一項を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。本案は、現在公立高等学校的工業教科担当の教員に支給している初任給調整手当を、今後公立義務教育諸学校の教員にも支給し、これを都道府県の負担としようとするものであります。

本案は、去る一月二十二日當委員会に付託となり、二月六日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、以来慎重に審議されたのであります。特に本案は、教員の給与体系に重要な影響を与えることから、教員の給与はその勤務時間等の諸条件を勘案すべきであり、かつ、現在支給している各種諸手当を合理的に整理統合して、抜本的に給与制度を確立すべきではないか等

の基本的事項について、各委員から熱心に検討が加えられたのであります

が、これらの詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月七日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)につきまして、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(原健三郎君) 日程第三、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鶴田宗一君登壇〕

○鶴田宗一君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申します。

○鶴田宗一君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申します。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鶴田宗一君登壇〕

○鶴田宗一君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申します。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第四条中「七百八十三億円」を「九百八十三億円」に改める。

第十八条の二第一項中「二倍」を「三倍」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔理 由〕

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額することとともに、借入金の限度額を引き上げる必要があります。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事鶴田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第二に、借入金の限度額を引き上げることといたします。現在、日本輸出入銀行の借入金限度は自己資本の二倍となつておりますが、同行に対する資金需要の急増に対処し、輸出振興に万全を期するため、これを自己資本の三倍まで引き上げることといたしております。

以上が、この法律案の内容であります

が、本案は、審議の後、昨三月七日、質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、起立多数をもつて、原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔理 由〕

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額することとともに、借入金の限度額を引き上げる必要があります。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事鶴田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

国民生活研究所法
第一章 総則(第一条～第十一条)
第二章 役員等(第十一条～第二十三条)
第三章 業務(第二十二条～第二十四条)
第四章 財務及び会計(第二十五条～第二十七条)
第五章 監督(第三十四条～第三十五条)
第六章 雜則(第三十六条～第三十七条)
第七章 刑則(第三十九条～第四十一条)

第一条 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

第二条 国民生活研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

第四条 研究所の資本金は、一億円とし、研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

第五条 政府は、研究所の設立に際し、前項の一億円を出資するものとする。

第六条 研究所は、必要なときは、

第七条 研究所は、必要なときは、

第八条 研究所は、必要なときは、

第九条 研究所は、必要なときは、

第十条 研究所は、必要なときは、

第十一条 研究所は、必要なときは、

第十二条 研究所は、必要なときは、

第十三条 研究所は、必要なときは、

第十四条 研究所は、必要なときは、

第十五条 研究所は、必要なときは、

第十六条 研究所は、必要なときは、

第十七条 研究所は、必要なときは、

第十八条 研究所は、必要なときは、

第十九条 研究所は、必要なときは、

第二十条 研究所は、必要なときは、

第二十一条 研究所は、必要なときは、

昭和三十七年三月八日 来議院会議録第二十一号 国民生活研究所法案

その資本金を増加することができ
る。

4 政府は、前項の規定により研究
所がその資本金を増加するとき
は、予算で定める金額の範囲内に
おいて、研究所に出資することができ
る。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 研究所は、出資者に対し、
その持分を払い戻すことができな
い。

2 研究所は、出資者の持分を取
り、又は質権の目的としてこれを
受け取ることができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後で対
抗することができない。

2 (持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十
六条第二項並びに第三十七条第一
項及び第二項を除き、以下「出資
者」という。）は、その持分を譲渡
することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者
の氏名又は名称及びその住所を出
資者原簿に記載した後でなければ
ば、研究所その他の第三者に対抗
することができない。

2 研究所は、出資者の持分を取
得し、又は質権の目的としてこれを
受け取ることができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 (持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十
六条第二項並びに第三十七条第一
項及び第二項を除き、以下「出資
者」という。）は、その持分を譲渡
することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者
の氏名又は名称及びその住所を出
資者原簿に記載した後でなければ
ば、研究所その他の第三者に対抗
することができない。

2 研究所は、出資者の持分を取
得し、又は質権の目的としてこれを
受け取ることができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 (持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十
六条第二項並びに第三十七条第一
項及び第二項を除き、以下「出資
者」という。）は、その持分を譲渡
することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者
の氏名又は名称及びその住所を出
資者原簿に記載した後でなければ
ば、研究所その他の第三者に対抗
することができない。

2 研究所は、出資者の持分を取
得し、又は質権の目的としてこれを
受け取ることができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 (持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十
六条第二項並びに第三十七条第一
項及び第二項を除き、以下「出資
者」という。）は、その持分を譲渡
することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者
の氏名又は名称及びその住所を出
資者原簿に記載した後でなければ
ば、研究所その他の第三者に対抗
することができない。

2 研究所は、出資者の持分を取
得し、又は質権の目的としてこれを
受け取ことができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 (持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十
六条第二項並びに第三十七条第一
項及び第二項を除き、以下「出資
者」という。）は、その持分を譲渡
することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者
の氏名又は名称及びその住所を出
資者原簿に記載した後でなければ
ば、研究所その他の第三者に対抗
することができない。

2 研究所は、出資者の持分を取
得し、又は質権の目的としてこれを
受け取ことができない。

2 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更是、経済企画庁長官
の認可を受けなければ、その効力
を生じない。

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後で対
抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 研究所でない者は、国民生
活研究所といふ名称を用いてはな
らない。

(名称の使用制限)

研究所の業務を掌理し、会長及び所
長に事故があるときはその職務を
代理し、会長及び所長が欠員のと
きは、その職務を行なう。

は、その役員を解任することができ
ある。

一心身の故障のため職務の執行
に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると
き。

三 会長は、前項の規定により理事
を解任しようとするとときは、經濟
企画庁長官の認可を受ければ受
けたときは、この限りでない。

四 監事は、研究所の業務を監査す
る。

(役員の任命)

第十三条 会長、所長及び監事は、
経済企画庁長官が任命する。

2 理事は、經濟企画庁長官の認可
を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)

第十四条 会長、所長及び理事の任
期は、四年とし、監事の任期は、
二年とする。ただし、補欠の役員
の任期は、前任者の残任期間とす
る。

2 役員は、再任されることができ
る。

(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する
者は、役員となることができな
い。

(参考会)

第十九条 研究所に、参考会を置
く。

2 参考会は、会長の諮問に応じ、
研究所の業務の運営に関する重要
事項を審議する。

3 参考会は、前項の事項に關し、
会長に意見述べることができる
る。

4 参考会は、参考二十人以内で組
織する。

5 参考は、研究所の業務に關し學
識経験を有する者のうちから、經
濟企画庁長官の認可を受けて、會
長が任命する。

6 参考の任期は、二年とする。

(事業年度)

第二十三条 研究所は、委託に基づ
いて前条第一項各号に掲げる業務
を行なうとするときは、この場合
においては、あらかじめ經濟企画
庁長官の認可を受けなければならない。

2 経済企画庁長官又は会長は、そ
れぞれの任命に係る役員が次の各
号の一に該当するとき、その他役
員たるに適しないと認めるとき

七 会計に関する事項

2 理事は、定款で定めるところに
より、会長及び所長を補佐して研
究所の業務を行なう。

7 参考は、再任されることができ
る。

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、会長が
任命する。

(職員及び職員の地位)

第二十二条 研究所は、第一条の目
的を達成するため、次の業務を行
なう。

一 国民生活の実情及び動向に關
する基礎的かつ総合的な調査研
究を行なうこと。

二 国民生活に関する情報及び資
料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成
果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、
第一条の目的を達成するために
必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる
業務を行なおうとするときは、經
濟企画庁長官の認可を受けなければ
ならない。

7 参考は、再任されることができ
る。

(第四章 財務及び会計)

第二十四条 研究所の事業年度は、

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十五条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しよるとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

第二十七条 研究所は、第二十五条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十九条 研究所は、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 研究所は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取扱得

2 銀行への預金又は郵便貯金

3 信託会社又は信託業務を行なう銀行への預金

(財産の処分等の制限)

第三十一条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするとき、経済企画庁長官の認可を受けるなければならない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようするとときは、経済企画庁長官の承認を受けるなければならない。

2 研究所は、各出資者につて次的事情を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び払込みの年月日

3 出資額

4 第三十三条 この法律に規定するもののか、研究所の財務及び会計に関する必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

第三十四条 研究所は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

2 前一項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求める、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させらるべき。

2 経済企画庁長官は、次の場合に

3 第二十二条第一項に規定する令に違反して登記することを怠つたとき。

2 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

2 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

3 第三十四条第二項の規定によ

る経済企画庁長官の命令に違反したとき。

2 第四条第三項、第七条第二項、第二十五条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十六条第一項又は第三十

第六章 雜則

二 第二十六条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び払込みの年月日

3 出資額

4 第三十九条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

5 第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

6 第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

7 第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

8 第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

9 第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

10 第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

11 第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

12 第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

13 第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

14 第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

15 第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

16 第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

17 第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

18 第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

19 第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

20 第五十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

二 第二十六条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

3 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

4 第七章 罰則

二 第二十六条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

3 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

4 第七章 罰則

二 第二十六条第一項又は第三十条の規定による承認をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

3 第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

4 第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

5 第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

6 第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

7 第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

8 第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

9 第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

10 第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

11 第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

12 第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

13 第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

14 第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

15 第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

二 第二十六条第一項又は第三十

二条の規定による承認をしよう

とするとき。

3 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

4 第七章 罰則

二 第二十六条第一項又は第三十

二条の規定による承認をしよう

とするとき。

3 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

4 第七章 罰則

二 第二十六条第一項又は第三十

二条の規定による承認をしよう

とするとき。

4 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

5 第三十四条第二項の規定によ

る経済企画庁長官の命令に違反

したとき。

6 第三十五条第二項の規定によ

る経済企画庁長官の命令に違反

したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 経済企画庁長官は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

2 設立委員は、定款を作成して、

経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。この場合において、経済企画庁長官が認可をしよ

うとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、経済企画庁長官に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に對し、出資金の払込みを求めなければならぬ。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名する。

された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 研究所は、設立の登記をすることによつて成立する。

(社団法人国民生活研究所からの引継ぎ)

第八条 昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所(以下この条において「社団法人国民生活研究所」という。)は、定款で定めるところにより、設立委員に対し、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、社団法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社団法人国民生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に国民生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかるとおり、昭和三十八年三月三十一日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

2 第十二条の規定にかかるとおり、昭和三十八年三月三十一日以後の事業年度の開始前に「研究所の成立後遅滞なく」とす。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

2 第十九条第七号中「理化研究所」を、「理化研究所法」の下に「国民生活研究所法」を加える。

3 第十三条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

2 第三条第一項第十号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

3 第十三条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

2 第十九条第七号中「理化研究所」を、「理化研究所法」の下に「国民生活研究所法」を加える。

第五条第一項第六号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

2 第七十二条の五第一項第六号中

「日本観光協会」の下に「国民生

活研究所」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十六条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のよう改訂する。

2 第七条第七号の次に次の二号を

3 第七条第七号の次に次の二号を

4 第七条第七号の次に次の二号を

5 第七条第七号の次に次の二号を

6 第七条第七号の次に次の二号を

7 第七条第七号の次に次の二号を

8 第七条第七号の次に次の二号を

9 第七条第七号の次に次の二号を

10 第七条第七号の次に次の二号を

11 第七条第七号の次に次の二号を

12 第七条第七号の次に次の二号を

13 第七条第七号の次に次の二号を

14 第七条第七号の次に次の二号を

15 第七条第七号の次に次の二号を

16 第七条第七号の次に次の二号を

17 第七条第七号の次に次の二号を

18 第七条第七号の次に次の二号を

19 第七条第七号の次に次の二号を

20 第七条第七号の次に次の二号を

21 第七条第七号の次に次の二号を

22 第七条第七号の次に次の二号を

23 第七条第七号の次に次の二号を

たため、特殊法人国民生活研究所を設立して、国民生活に関する調査研究を行わせる必要があるというのが提案の理由であります。

本条のおもな内容は、第一に、研究所の目的は、国民生活に関する調査研究を行ない、その安定と向上に寄与することであります。

第二に、研究所の資本金は、政府出資一億円と民間出資の合計額としておられます。

第三に、研究所の業務は、国民生活に關し調査研究を行ない、また情報や資料を収集し、その成果を普及することであります。

その他、役員、財務及び監督等について所要の規定を設けておられます。

本案は、二月十日当委員会に付託され、十三日提案理由の説明を聴取して賛成に入り、参考人の意見を聴取する

等慎重な審議を行ない、昨七日、質疑終了に際し、田中武夫委員より、一、

研究所の調査研究は消費者側に立つての観点より行なうべきこと、二、この立場よりする研究の結果を具体的な政策に反映させること、三、理事及び委員には、一及び二の観点から消費者及び労働者の代表も入れること、四、理

事及び参与の選任の結果は当委員会に報告すること、の四点の要望があり、藤山経済企画庁長官より、御趣旨に沿つて運営する旨の答弁がなされました。質疑終了後、採決に付しました結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めてます。商工委員会理事中村幸八君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○中村幸八君 ただいま議題となりました。

第三条第一項第十号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

2 第十三条第一項第十号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

二 議案の可決理由

本案の内容は、税制調査会の答申の線に沿つており、現下の国家財政並びに地方財政の実情を勘案した場合おむね妥当な改正であると認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社

会党の二宮武夫君外九名より、「一、たばこ消費税率の引上げ、二、入場譲与税制度の存続、三、住民税及び事業税の控除額の引上げ、四、消防施設税の創設等」を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して安井大臣から「昭和三十七年度の國の歳入計画に重大な支障をもたらし現状においてはこれ以上の措置をとることは困難である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和三十七年三月七日
地方行政
委員長 園田 直

衆議院議長清瀬一郎殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現在、公立高等学校の工業教科担当の教諭を対象として支給している初任給調整手当を、公立義務教育諸学校の教諭にも支給し、これを都道府県の負担としようとするものである。

二 議案の可決理由

都道府県が負担する公立義務教育諸学校の職員の給与の種類に、初任給調整手当を加えることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に、約一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月七日
文教委員長 横内 義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

日本輸出入銀行法の一項を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 日本輸出入銀行の資本金七百八十三億円を二百億円増額して九百八十三億円とする。

2 日本輸出入銀行の借入金限度額は、自己資本の二倍となつているのを三倍に引き上げる。

二 議案の可決理由

昭和三十七年度は輸出の積極的な伸張を図り国際收支の均衡を復することが緊要であるが、そのためには輸出振興に重要な役割を果たしている日本輸出入銀行の資金を充実し、借入金の限度額を引き上げることはきわめて適切妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費

昭和三十七年度特別会計予算に

二百億円の産業投資支出が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月七日
大蔵委員長 小川 平二
衆議院議長清瀬一郎殿

二 議案の可決理由

都道府県が負担する公立義務教育諸学校の職員の給与の種類に、初任給調整手当を加えることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に、約一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月七日
文教委員長 横内 義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

国民生活研究所法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における経済の急速な成長

発展に伴つて、国民生活は逐年向上を示し、その内容もまた激変な

変化を見せてゐるが、これに対応した適切な消費者行政を推進するためには、国民生活の実情と動向

を詳細かつ正確に把握することが不可欠の要件である。

本案は、このような理由に基づいて、既設の社団法人「国民生活研究所(昭和二十四年設立)」に代え、国民生活に関する総合的な調査研究機関として、特殊法人「国民生活研究所」と設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

2 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に、国民生活研究所への出資金一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月七日
商工委員長 早稲田柳右門

衆議院議長清瀬一郎殿

三 研究所の役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事一人以内を置く。

また、会長の諮問機関として参事会(参考二十人以内)を置く。

4 研究所は、国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究、国民生活に関する情報及び資料の収集並びにこれらの成果の普及を業務とする。

5 研究所は、予算、事業計画及び資金計画について、經濟企画庁長官の認可を受けなければならぬ。

6 研究所は、經濟企画庁長官が監督する。

7 研究所の設立の際に社団法人国民生活研究所は解散し、その一切の権利、義務を新設の研究所に引き継ぐものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国民生活に関する総合的な調査研究の充実を図つて、国民生活の安定及び向上に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

8 本案は、政府出資の一億円と民間出資額の合計額とし、必要があるときは、經濟企画庁長官の認可を受けて、資金を増額することができる。

衆議院会議録第十九号(その一)中正誤表

正	誤	該當
行	段	ベシ
三七	四	五
三七	五	三マッハニ以マッハニ以
三九	三	三上
三九	三	上

昭和三十七年三月八日 衆議院会議録第二十一号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価	一部	十五円
(但し良質紙は二十円)	十五円	共四十五円
発行所		
東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局		